

期 間： 2024（令和6）年8月26日（月） 午後3時45分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 額 額 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、
松野 委員、岡田 委員、高橋 委員、
清水 教育課長、塩田 学校建設専任課長兼指導主事、
青木 教育総務係長、大竹 社会教育係長、上甲 主査、
書記：板川 主事

欠席者： 飯島 学校教育専任課長兼指導主事

傍聴者： なし

議事

1 教育長のあいさつ

2 協議事項

- （1）小中一貫教育校建設に係るまなづる小学校地の跡地利用について
- （2）真鶴町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- （3）真鶴町立幼稚園の管理運営に関する条例の一部改正について
- （4）社会教育委員の委嘱について
- （5）2024年度真鶴町スポーツ優秀選手等表彰候補者について
- （6）就学奨励費交付事務について
- （7）真鶴町民俗資料館の教育財産の用途廃止について
- （8）中川一政美術館の教育財産の用途廃止について

3 報告事項

- 令和6年度7月事業報告、8月事業計画
- 社会教育・生涯学習関係
- 学校教育関係

瀬瀬教育長： ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年度真鶴町教育委員会8月定例会を開会いたします。

それでは改めまして、皆さんこんにちは。

全委員： こんにちは。

瀬瀬教育長： お忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。学校の方も、今週の木曜日から2学期がスタートするということで、夏休み中に限って言えば、大きな事故や事件の報告は特に受けておりませんが、また、ここで台風が来る。地震もありましたし、ゲリラ豪雨などもある。これから運動会の練習なども始まって、熱中症の心配もありますので、そういった意味では学校も順調にスタートを切れるように、委員会としてもしっかりバックアップをしていきたいと思っております。また、先ほども少し話がありましたが、9月は非常に学校に馴染めない、なかなか足が向かない子どもたちが多いこと、また、自死の件数もここ2年間ぐらい、小中高で500人を超えるという数字が発表されております。この前の神奈川新聞でも、「逃げる選択肢を」という話がありました。また、先週の教育講演会の中でも講師の先生から「不登校という概念があるのは、日本と韓国と台湾ぐらいですかね。」ということで、欧米では一切そういうものがなくて、自宅での学習もきちんとフォローするわけですが、制度的に認められている。「学校に来ることだけが全てだ」という考え方、なかなか日本の教育制度は難しい部分もありますが、我々はやはりそれをきちんと理解した上で、子どもに接していく必要があるかなと思っております。今日の定例会もいくつか協議事項ございますが、十分にご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは次第に沿って進めてまいります。

では、協議事項（1）小中一貫教育校建設に係るまなづる小学校地の跡地利用について、事務局から説明をお願いします。

上甲主査： それでは小中一貫教育校建設に係るまなづる小学校地の跡地利用について、ご報告およびご説明をいたします。資料1-1をお願いいたします。前回7月定例会においてご承認をいただきました「施設一体型小中一貫教育校の建設候補地」につきまして、8月2日付けで真鶴町長に対して「財産の取得の申出」を行い、8月7日付けで別紙写しにより、建設候補地について同意をいただきましたことをご報告いたします。この同意を持ちまして、建設する校舎の3階建ての検討に関する事前協議、建設に係る補助金等の協議、一貫教育校建設に関する法令協議、学校関係の規則改正など、関係機関との協議を随時行ってまいります。協議経過につきまして、進捗状況等によりご報告をさせていただきたいと思っております。続きまして、資料1-2をお願いいたします。A4両面、1ページでございます。前回ご説明させていただきました「学校建設に関わる跡地利用に関する付帯意見書」が、学校建設準備委員会より教育委員会宛てに提出されましたのでご報告をするものです。内容につ

きましては、事前配付させていただきましたので、説明は省略させていただきます。続きまして、資料1－3をお願いいたします。ただいまご報告させていただきました付帯意見書の提出を受けまして、「小中一貫教育校建設に係るまなづる小学校地の跡地利用に対する提言書（案）」を調製いたしましたので、ご説明させていただきます。本日、委員の皆様の意見を取りまとめた後に、町長に提出をしていきたいと思っております。報告書、裏面1ページをお願いします。本日も承認いただければ、教育委員会委員5名および学校建設準備委員会15名の連名で提出したいと考えてございます。2ページは目次でございます。目次の裏面、3ページをお願いいたします。「1.はじめに」では、提言書を提出するに至った経緯を記載し、【検討経過】につきましては、関連する「真鶴町学校教育あり方検討会」、4ページの「新たな学校づくり庁内検討委員会」、続きまして裏面の5ページ、「真鶴町学校建設準備委員会」での協議経過を記載しております。6ページの「2.提言」につきましては、学校建設準備委員会委員から出されました付帯意見を基に、1段落目『美の基準』の理念に始まり、2段落目「様々な人たちとの交流が可能な文化交流施設、防災施設の併設、ひなづる幼稚園の移転等を含めて」など、各委員からの意見を集約し、下から5行目をお願いいたします。『小学校跡地の活用については、町民同士あるいは、町内外から集う人たちとの交流が可能な施設を望みます。現在指定避難所になっていることを考慮すると、防災機能を併設する必要もあります。ひなづる幼稚園を移転する等と併せ、人と人との交流が活性化するようなシンボリックな計画や、「美の基準」がこれからも豊かに息づき残る場所として存続できますよう提言します。』と結び、全6ページの提言書といたしました。説明は以上となりますが、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただき、提言書を加筆修正し、提出させていただきますと思います。なお、参考資料1といたしまして、これまでの経緯および、これからの予定を取りまとめたものでございます。時間の限られた中で様々な協議が必要となっておりまして、教育委員会の承認事項をお願いすることも増えてまいりますので、よろしくお願いいたします。大きな予定といたしましては、令和8年夏休みに小学校を仮校舎として引っ越し、2学期より形式上、施設一体型小中一貫教育校がスタートし、中学生も完全給食の実施を予定してございます。令和9年度から概ね3か年弱の工事期間を経て、令和12年4月開校に向けて準備を進めていきますが、協議結果、進捗状況等につきましては、その都度丁寧に報告をさせていただきます。説明は以上です。

瀬戸教育長：

はい。ありがとうございます。学校建設準備委員会から付帯意見書が出されて、それを受けてという形で、今度委員会と連名で町長に意見書を出す流れになるということです。中身については事前に配付されておりますので、目を通していただいていると思いますが、ここで何かご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい。お願いします。

松野委員：

自分がよく分かってない部分もたくさんあるのですが、跡地利用ということで新

しい校舎が城北地区にできて、「残ったそこをどうするか」という問題だと思うのですが、現況の建物を壊してしまうものなのか、あるいはそのまま存続して、いろいろな施設を入れ込むものなのか。なかなかその辺のイメージがこの文章だとつきづらいのですが、その辺はどのように。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

上甲主査： 施設を移管しますと、町長部局の方で跡地利用は考えると町長も申しております。その跡地利用の具体的な内容については、まだこちらにもお示しされてはおりません。こういった各委員からの意見等を「付帯提言書」として町長に提出させていただくというところでございます。

瀧本委員： よろしいですか。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 岩小学校のイメージがあるので。結局、あそこは耐震が整ってないので、今入れない状態ではないですか。おそらく、まなづる小学校も同じ状態になっていくと思うのです。そのままであれば。あの校舎を使うことは可能なことなのですか。

上甲主査： はい。使用するためには、やはり長寿命化をしなければいけないのですが、その「長寿命化には適さない」ということが既に報告がなされております。当然あそこの建物については建て替え等が必要になって、新たな跡地利用の計画としてなってくるのでは無いかと思うのです。既存の校舎を使って何かするということは考えにくいと思います。

瀧本委員： ありがとうございます。違うことでいいですか。提言書、ありがとうございます。この提言書の扱われ方というのは、この後、これが町長宛てに出されますよね。提言という形で。これは、後はもう向こうに提言したから終わりではないですよね。何か返答がもらえるなど、そういうことはないのですか。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

上甲主査： 提言書の場合、あくまでも要望書に近い形になります。そうしますと、この提言書を受けて、こういった土地利用計画を立てるのは、あくまでも町長部局にお任せすることになってしまいますので、ここについてはなかなかこの提言書の内容は何も盛り込まれなかったとしても、こちらから意見を何か言うことは少し難しいかなと思っております。

瀬瀬教育長： 他にいかがでしょうか。これを出しに行くのは、ここで承認が得られると「もうこれで完成」という形になりますか。

上甲主査： もし、教育委員の皆様から意見があれば、そこに加筆なり、修正をかけて、案を取っていきたいと思っております。

瀬瀬教育長： ここでとりあえず1回採決をして決めるということがいいのか。いや、もう少し期間的には大丈夫なものなのか。

上甲主査： そうですね。そこはお任せいたします。

瀬瀬教育長： 皆さん読まれて、どうでしょうか。今ここで決めてしまっているのか、もう少し考えたいと思うか。特に無いようでしたら、ここで提言書（案）について採決を取りたいと思いますけど、よろしいですか。

委員： はい。

瀬瀬教育長： それでは協議事項、まなづる小学校地の跡地利用について、提言書について挙手により採決をしたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございました。全員賛成とみなします。原案のとおり決定いたしました。
 では続きまして、協議事項（２）真鶴町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

大竹係長： はい。よろしいでしょうか。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

大竹係長： はい。それでは真鶴町附属機関の設置に関する条例の一部改正について説明をいたします。資料２の新旧対照表をご覧ください。この度の改正につきましては、真鶴町文化財審議委員の定数を見直すため、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。新旧対照表の左が新（改正後）になります。右が旧（改正前）になります。別表（第２条関係）です。真鶴町文化財審議委員会。旧では、委員の数は「５人」と定めておりましたが、改正後につきましては、委員の数を「６人以内」と定めさせていただくものでございます。説明については以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。委員の皆さんからご意見ご質問があればお願いいたします。

清水課長： すみません。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

清水課長： こちらにつきましては、少し付け足しとしまして、5人を6人にする意味なのですが、今5人の状況で、この間まで4名。5人以内となっていたのですが、4名しかいなかったのです。しかも、年齢がかなり高齢化してきておりまして、一番長い委員も「もう今回が最後にしたい。」というお話も、前回の文化財審議委員会の任期替えの時にあったみたいです。そういうこともありまして、委員からもう少し若い方を入れて、新旧委員を被らせてという意味もありまして、人数を6人に増やさしていただきました。こちらで引き継ぎも兼ねていただいて、今回のその任期が、いつでしたか。

大竹係長： 令和8年3月31日です。

清水課長： 令和8年3月31日なので、そこまではこちらを通して被らせていただくという形です。6人以内という形で、今後につきましては6人以内になっていますので、人数が5人になったとしても、対応はそのままできますので、「6人以内」という言葉にさせていただきました。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。ここで世代交代を上手に図っていきたいということで、枠を広げるのですね。いかがでしょうか。委員の皆さんから。よろしいですか。それでは、附属機関の設置に関する条例の一部改正について挙手により採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成といたします。原案のとおり決定いたしました。

それでは、協議事項(3)真鶴町立幼稚園の管理運営に関する条例の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： はい。それでは資料3をご覧ください。資料3をご説明する前に、現在のひなづる幼稚園の状況を改めてお伝えさせていただきます。現在、幼稚園では3歳を迎えた後の4月から年少として入園を受け入れております。令和6年度につきまして

は、年少4名、年中6名、年長9名の計19名の園児が在籍しています。また、未就学児親子教室としてひなひなルームを実施しており、ひなひなルームには、幼稚園を入園希望されている未就学児や、兄弟が既に登園されている下のお子様に参加をされております。現在、学校教育法第26条で「幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」となっております。ひなづる幼稚園においても、保護者から要望の声が上がってきており、今年度の10月より満3歳児入園、3歳のお誕生日を迎えて、翌4月を待たずに、少し早めに入園させるという仕組みを実施したく、本規則を改正するものでございます。満3歳児入園につきましては、3歳のお誕生日の1か月前から願書の提出をひなづる幼稚園の方で受付をして、園長先生の面接を終えた後に、お誕生日以降の入園に適した日で入園をすることになります。例えば、本日、8月26日がお誕生日だった子はまだ実際やらないのですが、7月27日から願書を出すことができます。入園については、本日からできるのですが、あくまでも保護者の希望になりますので、例えば、誕生日を迎えた翌月1日の9月1日から入園させたい方もいらっしゃるし、年明けかもしれない。あとは「いや、来年の4月。通常通りでいいわ。」という方もいらっしゃると思いますので、保護者の方、ご家庭の状況に応じて、希望で入園することを可能にしたいと考えております。満3歳児入園は、ひなづる幼稚園のことを理解された上で、入園のことを検討していただくため、急な入園ではなく、ひなひなルーム等を体験され、幼稚園に慣れる期間を取ることを前提と考えております。入園後も通園がどうしても難しい園児につきましては、保護者と相談し、本児のことを最優先に考え、園の方で対応していく予定でございます。なお、この満3歳児入園は、先ほども申しましたとおり、あくまでも保護者の希望制になります。また、8月に開催された福祉課所管の園長会におきましても、私立保育園2園の園長先生にもご説明をさせていただき、ご理解をいただいております。

それでは資料3の説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、ただいまご説明させていただいた満3歳児入園を実施するため、第3条の（保育年限）を「3年」から「4年」に変更するものです。説明は以上です。ご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。結局、満3歳になったら、翌4月を待たずに入園が可能になりますよということですね。

青木係長： はい。

瀬瀬教育長： ご意見ご質問はあるでしょうか。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 満3歳児を受け入れるにあたっての人的な配慮というのですか。プラス増員など。そういうものはあるのですか。

青木係長： 人ですか。

松野委員： 職員です。

瀬瀬教育長： 職員。

青木係長： 園長先生に確認をさせていただいたところ、今、年少さん4名いらっしゃるのですが、特に追加の人員は、現時点では必要はないと伺っております。

瀬瀬教育長： 特に増員は考えていないということです。

青木係長： 正規の先生以外に支援員さんを4名。会計年度職員さんで、既に働いていただいていますので、その方たちにも協力していただきながら実施していくということです。以上です。

瀬瀬教育長： 入園したら年少のクラスに入ることですよ。

青木係長： はい。

瀬瀬教育長： いかがですか。

瀧本委員： 当事者がいいと言っているのですから、何とも言えないです。そんな余裕があるとは思えないなと思って。

上甲主査： 補足ですけれど、3歳児の保育園定数は20人、幼稚園定数は35人なので、その定数までは1人の先生で見られます。万が一、今20人いて、そこに1人入ってくる場合は、何らかの配慮の対応が必要になってくるケースもあります。

瀬瀬教育長： なかなか20人というのは今。

上甲主査： 現実的には難しいと思われませんが、その基準はございます。

松野委員： 学齡的に1つ下というか、上というか。そういう段階になるわけですよ。次の年になると、年少をもう1回やるのですよね。そうした場合、小さいからあまり関係ないのかもしれないけど、人間関係など、何と言うのだろう。途中から入ってき

て、小さいから分からないけど、その辺の関係性というか。よく小学校でも中学校でも、転校した当初はなかなか人に馴染めないなどで「学校に行きたくない。」と、いろいろな不適應の反応を示すお子さんが結構いるのですけど。母子分離など、いろいろ年少は幼稚園と保育園とあると思うのですが、そういうのはどうなのかなと少し思うのですけど。親御さんとしては預かってもらうからいいなという反面、子どもの側からした時に、年少をもう1回やると。何だろう。よく分からないけど。そんなことが懸念されるのですが、その辺は先生方がご理解されていればいいと思うし、親御さんも「そうなんですよ。」ということを理解された方がいいと思うのですが、少しどうなのかなと思いました。余計なことを言いました。

瀬瀬教育長： 保護者の方も、実際に2件ほど要望が前々から出ていたということもあるので。子どもの数が本当に減ってきて、幼稚園もいろいろ努力しながら、子どもたちが入ってきてくれればありがたいという思惑も当然あるわけですが、どうですか。特に反対という意見は無いですか。

瀧本委員： 反対はないですけど、先ほど少し言ったのは無しにしておいてもらって。子どもは主体的に生まれてくるという判断で。そうすると、その3歳というお子さんを年少さんの中に組み込むという見方ではなくて、3歳というお子さんたちの特性に合わせて、誰かがこう指導してもらえるとということで行くと、あまり園の方で大丈夫と言われたとしても、そこは配置していつてあげた方がいいだろうなとは思いました。良いことなので、ぜひそういう余裕があるといいかなと思います。

瀬瀬教育長： その辺りは実際に始まってみて、「やはり1人、事務的に増員が必要だね。」ということになれば、また考えていくでしょうね。そこは。他にいかがですか。よろしいでしょうか。それでは、真鶴町立幼稚園の管理運営に関する条例の一部改正について挙手により採決をしたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。

それでは、協議事項(4)社会教育委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

大竹係長： はい。それでは資料4をご覧ください。令和6年度・令和7年度の社会教育委員の名簿を提示させていただきました。今回、社会教育委員として委嘱をしたいと考えている方につきましては、8番の高橋悦子^{たかはし えつこ}氏でございます。高橋氏につきましては、前教育課長でありまして、駅伝実行委員会または町民運動会の運営委員会等の

構成委員にもなっていておりました。また、課長時代には様々な社会教育事業に対して数々のアドバイスをいただいて、事業をより良い方向に持っていく形で、いろいろなご指摘をいただいておりました。この度は委員として、今度は社会教育・生涯学習事業の事業評価に携わっていただきたいと考えまして、この度候補者として挙げさせていただきました。お認めいただいた場合の社会教育委員としての任期につきましては、令和6年9月1日より令和8年3月31日となります。説明につきましては以上でございます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。ただいまの説明に対してご意見ご質問あれば願いいいたします。ご本人の意思確認はもうされているのですか。

大竹係長： はい。

瀬瀬教育長： どんな感じでした。

大竹係長： はい。「家庭の事情もありますが、事業にはできるだけ参加をさせていただいて、事業評価の方をさせていただきたい。」と申されておりました。

瀬瀬教育長： はい。分かりました。皆さんからご意見どうでしょうか。特に無いようでしたら採決に入りたいと思います。それでは社会教育委員の委嘱について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、協議事項（5）2024年度真鶴町スポーツ優秀選手等表彰候補者について、事務局から説明をお願いします。

大竹係長： はい。それでは資料5をご覧ください。2024年度真鶴町スポーツ優秀選手等表彰候補者一覧になります。今回、表彰候補者として挙げさせていただく方につきましては、丸山心音様です。真鶴中学校に通われている生徒さんでございます。表彰対象になる成績でございますが、第61回全国中学校スキー大会神奈川県選考会に出場されまして、第2位の成績をおさめられました。競技といたしましては、スキーアルペン競技の女子ジャイアントスラローム（大回転）という種目でございます。丸山様がおさめられた成績につきましては、真鶴町スポーツ優秀選手等表彰要綱第4条 第1項 第2号「県規模で開催される大会に参加し、3位以上の成績をおさめたもの。」として、教育長表彰の対象となります。お認めいただいた場合には、10月

13 日に開催予定の町民運動会にて表彰をさせていただく予定でございます。ご審議の上、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。表彰要綱はついてないですね。

大竹係長： ついておりません。申し訳ございません。

瀬瀬教育長： はい。ご意見ご質問あればお願いいたします。では、特に無いようでしたら採決に移りたいと思います。2024 年度真鶴町スポーツ優秀選手等表彰候補者について採決を行います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。表彰は町民運動会でいいのですよね。

大竹係長： はい。

瀬瀬教育長： それでは続きまして、協議事項（6）就学奨励費交付事務について、資料は今日配られたものになるかと思います。よろしくお願いいたします。

青木係長： はい。資料につきましては、ナンバーはふってございませんが、本日、机上配布させていただきました参考資料 1「真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則」および参考資料 2「真鶴町就学奨励費交付事務処理要綱」の 2 つになります。議案につきましては、本年 7 月にスリランカより転入されましたご家族の就学援助についてご協議をお願いします。転入されましたのは、長男 14 歳、長女 13 歳、次女 10 歳の 3 人兄妹です。8 月 30 日金曜日の 2 学期の初日から、14 歳の長男が 1 つ学年を下げて中学 2 年生、長女 13 歳は年齢相当の中学 1 年生、次女も年齢相当の小学校 5 年生に正式な入学を前提とした体験入学を年度末までスタートさせます。今回お諮りしたいのは就学援助費についてです。町の要綱では、補助対象月は申請書を出した月から年度末となっております。今回、中学校 1 年生に体験入学に入る長女につきましては、新入学用品費の対象外となりますが、参考資料 1「真鶴町就学奨励費交付規則」第 2 条 第 1 項 第 5 号では、就学奨励費交付の範囲は「その他教育委員会が必要と認めた経費又は物品」と規定しております。今回の事案につきましては、スリランカから直接真鶴町への転入となり、国内の転入の場合においても、前住所地の市町村で新入学児童生徒学用品費の交付を受けていない場合、そのケースごとに判断し、教育委員会の承認をいただき、交付しております。今回は外国からの直接転入であり、「本町から高校進学を視野に学校で学びたい。」と、保護者と子どもたち本人の意向があることを確認しております。長男の制服等につきましては、学校の PTA で保管されているリースで対応い

たしますが、長女については制服の購入が必要となりますので、新入学用品費の交付をお認めいただきたく提案するものです。なお、当該交付につきましては、条件付きとなり、体験入学から正式に来年度4月に学校に入学すること。また、所得基準につきましては、現在、前年度の課税証明にあたる書類をスリランカからいただいております。その結果、奨励費対象世帯となること。こちらの2つを条件にしていきたいと思います。この2つの条件を満たした場合、学用品費等について対象経費と認定し、体験入学により購入した学用品費を含め、交付対象としてお認めいただきたく提案するものです。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。今、説明がありましたけど、結局、本来は申請をして、それから認められる就学奨励費が出るのだけど、今回はスリランカから3人のお子さんがいらっしゃるの、学用品の購入に際して補助を認めてほしいという感じでいいですか。

青木係長： 今、8月末からの体験入学で、正式に学齢簿を作って入学するのは来年の4月になります。本来、正式に入学してから申請書を出してもらって、その出した月からの分が対象となるのですが、来年4月の入学に向けて週5で体験入学を「他の児童生徒と同じ様に授業を受けたい。」というご家族、ご本人の希望があるため、この後、いろいろとジャージや赤白帽などたくさんの物を揃えていかなければならないため、体験入学でかかった学用品費に対してもお認めをいただきたいというところ です。

瀬瀬教育長： 本来であれば、正式な入学をしてからだけど、2学期からいっちゃって、最初のうちは体験入学という扱いですが、子どもたちと一緒に教育活動をしたいので、この段階で就学奨励費を認めてもらいたいという形でいいですね。はい。どうでしょうか。特にご意見ございませんか。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 当事者にとっては非常にありがたいことで、こういうことができる町というのは素晴らしいと思います。あと、心配なのは、親の就労支援や日本語の指導などについては必要ないですか。

青木係長： はい。お父様に関しましては、昨年、日本に入国されており、現在近隣で働いております。お母様に関しては、お子様と一緒に入国されています。なので、就労の方は大丈夫です。お子様もすごく勉強熱心で、独学で日本語を勉強してくださっていますが、教育委員会の日本語指導の方も、これから先生をまず当たるところから

始めなければいけないので、こちらもまた検討していくところです。以上です。

瀬瀬教育長： この後の日本語指導についても、支援を考えているという扱いになります。

上甲主査： 補足ですが、お父様は日本語も聞くことも話すことも大丈夫です。お母様は母国語と英語。お子さんたちも日本語の挨拶程度はできますが、基本的には英語と母国語の2か国語で、iPadの翻訳機能もありますので、そういったものを使いながらコミュニケーションツールとしては活用していくということと、あと、塩田先生にもお願いをしてございまして、ポケトークの貸し出しの手続きは完了しています。

瀬瀬教育長： 結構、教育も熱心で、何か学校で出されている宿題も「どんな種類が出ているのか。」と、小学校、中学校で聞いて、それが子どもはすぐには読めないのだろうけど、それぐらいこなしていこうという意欲がすごく家族から感じ取れたと感想で聞きました。いかがですか。

瀧本委員： 1つ。日本語の指導にプラスして、やはり日本の文化と違うスリランカの文化があるので、そういう所の情報がもらえるような県の組織もあるから、そういうところの学校に対して、スリランカの文化的なものについては学んでほしい。今いる子どもたちにとっても勉強になると思いますので、ぜひ声をかけていただけたらなと思います。町内にも、スリランカに日本人学校かどこかに行かれた人いませんか。青年海外協力隊がいるのではないかなと思いましたけど。

瀬瀬教育長： 今いる子どもたちにとっても、国際交流の本当に良い機会になりますので、お金の部分だけでなく、同じく教育活動にぜひ活かしながら、両方がWin-Win、プラスになるように持っていきたいと思います。ありがとうございます。それでは就学奨励費の交付事務について採決を取りたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。

それでは追加事項になりますが、協議事項(7)教育財産の用途廃止について。真鶴町民俗資料館ということで、事務局から説明をお願いいたします。

清水課長： はい。そうしましたら、資料6をお願いします。こちらの民俗資料館につきましては、もう1回状況をご説明させていただきます。まず、こちらの教育財産の用途廃止につきましては、昨年12月18日の総合教育会議で町長から「社会教育施設の町長部局に対する移管」の説明がありまして、教育委員からは「各審議会などで説

明をお願いします。」ということになりました。そちらを受けまして、令和6年1月19日に文化財審議委員会で、町長から「民俗資料館の移管のイメージ」などの説明があったのですが、「それをどういうふうに具現化していくか。そこを聞かせてほしい。」という文化財審議委員の意見がございまして、令和6年5月13日に町長から文化財審議委員さんに対して、「現在の民俗資料館は、岩地区のコミュニティ中心施設と考えています。一定の投資を行いまして、民間の力を活用し、例えば、カフェや宿泊施設、コミュニティ施設として活用していきたい。その中で、建物自体は残したい。」というお話をされまして、文化財審議委員からは移管について了承を受けたところでございます。そちらを受けまして、令和6年6月25日の教育委員会定例会で、『民俗資料館の条例を廃止する条例について』協議させていただきまして、ご承認を受けたものでございます。また、本日、令和6年8月26日に、これからやります用途廃止についてご審議させていただければという流れになってございます。それでは資料6をお願いいたします。教育財産の用途廃止について。1 教育財産の内容としまして、所在地が真鶴町岩596番地。名称が真鶴町民俗資料館。土地及び家屋で、土地につきましては、宅地で岩500番地のイ-2、地積が29.75㎡、他11筆ありまして、合計が800.26㎡となっております。裏面をお願いします。家屋につきましては、居宅としている所で地番は岩596番地。これが67.75㎡。同じく居宅としまして173.55㎡、土蔵としまして33.85㎡で合計が3件、2棟ありまして、275.15㎡となっております。用途廃止の理由といたしまして、真鶴町民俗資料館の活用方法を変更することに伴い、2024（令和6）年10月1日付けで、施設の所管が教育部局から町長部局へ移管するため。でございます。用途廃止する期日につきましては、2024（令和6）年9月30日となっております。説明は以上です。ご審議のほど、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

瀬戸教育長： はい。ありがとうございます。ここで事務局から民俗資料館の教育財産、教育機関としての用途廃止で、改めてお認めをお願いしたいということでございます。ご意見ご質問があればお願いします。

瀧本委員： はい。

瀬戸教育長： はい。

瀧本委員： 質問です。ここの中には土地家屋だけなのですが、その中にある美術工芸品や生活用品など。そういうものについては教育財産としては入らないのですか。

清水課長： こちらの物のつきましては、別の場所で保管を考えております。一部は中川一政美術館に持っていったり、他の場所に教育委員会の物として保管するように考えています。その中で活用される物があれば、そのまま民俗資料館に残す部分もあるのですが、基本的には、動かせるものは動かそうかなと考えています。

瀬瀬教育長： 収蔵品については、その教育財産としての価値はそのまま維持していくという考え方でいいのですよね。展示場所はそこになるのか、別の場所になるのか、町民センターでやるなどは、これからはあり得るかもしれないけど、教育的な物としては残していきたいということによろしいですか。

清水課長： はい。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 用途廃止の意味とは、どういう意味があるのですか。

清水課長： はい。用途廃止の意味としましては、今、民俗資料館として条例の制定をしています。意味としては、条例を立てまして、土屋家からいただいた財産などについて、民俗資料など、そういう物をあそこの場で飾って公開していくことが条例の用途でございました。そちらの用途につきまして、用途廃止というのは、基本的には教育委員会としてはやらないというところで、中の財産についても動かすことを今考えているぐらいなので、教育財産としては教育部局のものとしては用途廃止。民俗資料館としては、そのまま運営はしないというところを考えていましたので、そういう意味での用途廃止でございます。

瀧本委員： いいですか。続けて。

瀬瀬教育長： はい。

瀧本委員： 6月に、ここで決議した資料館の条例を廃止する条例と、この違いというのですか。それはどういうところですか。

清水課長： 違いというのが。すみません。こちら教育委員会でも、本来であれば、条例とセットでご審議しておけばよかったのですが、あくまでも先ほどの6月にご承認いただいたのは「条例の廃止」について。「教育財産としての廃止」自体も教育委員会にかけろべきだということで、本来でしたら、一緒にかけていればよかったのですが、そのことを自分も理解しておりませんで、先に条例を廃止の承認を6月にかけてしまっていたというところがございます。

瀬瀬教育長： 補足ありますか。

上甲主査： 私ですか。

瀬瀬教育長： はい。どうぞ。

上甲主査： そもそも教育行政の組織の法律、運営に関する法律で、教育機関の設置又は廃止については、教育委員会の決議事項になります。条例の廃止につきましては、議会の議決事項になりますが、議会に提出する場合、教育委員会の意見を聞かなければいけないということが法に定められていると思うのです。ですから、本来ですと、条例の廃止を出す場合は、まず、教育財産としての用途廃止の決議をいただいてから、条例の廃止を出すべきところだったと課長から言われていましたけど、実際そのとおりです。教育委員会で決議していただかなければならないのは、今回出していたいただいた教育機関の用途廃止について。これは教育委員会の決議事項になりますので、改めて出させていただいた。その違いです。条例の決議は、あくまでも議会の議決事項なので、委員会の意見を聞くということで規定されています。

瀬瀬教育長： これは本来6月の時にやっておけばよかったのですが、過去になかなかそういった事案もなく、条例の廃止の意見聴取をすればいいのかなという流れで来ていたのですが、今回きちんと確認を取りましょうということで、改めて提案をさせていただいていることをごさいます。他にご意見等はいかがでしょうか。それでは特に意見が無いようですので。

瀧本委員： いいですか。

瀬瀬教育長： どうぞ。

瀧本委員： はい。今のお話でよく分かりました。あと、課長さんのお話の中にあったように、5月の町長さんから文化財審議委員さんへの説明として、民俗資料館がすごく重要であるということと、今後投資をして活用していきたいということがはっきり打ち出されているのですが、やや町からの情報として、町民に誤解を与えるような情報が流れている可能性もあるので、やはり今の説明でも言葉として難解なところが、行政用語としてあるではないですか。そこら辺はやはり分かりやすく伝えていただけるように、ぜひ町の方にもお伝えいただけたらと思います。以上です。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。それでは特に他に意見が無いようでしたら、民俗資料館の教育財産の用途廃止について採決に移りたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。
それでは、協議事項(8)になります。今度は中川一政美術館の教育財産の用途廃止について、事務局から説明をお願いいたします。

清水課長： はい。資料7の教育財産の用途廃止についてでございます。まず説明に入らせていただく前に民俗資料館でもありましたが、昨年12月18日の総合教育会議で、社会教育施設の話が出まして、その後1月に美術館運営審議会の方で説明がございました。また、7月3日の美術館運営審議会では、移管のスケジュールを委員さんにお示しをしまして、来年4月に美術館を教育部局から町長部局へ持っていくということで、町長の方からも説明をしまして、ご承認はいただいているところでございます。今回、それを受けまして、条例を9月議会に出すのですが、先ほどの民俗資料館でもありました財産の用途廃止について、こちらもかけていませんでしたので、ここで改めてかけさせていただくものでございます。それでは資料7をお願いいたします。教育財産の内容としましては、所在地が真鶴町真鶴1178番地の1。名称が真鶴町立中川一政美術館。土地及び家屋。土地が宅地としまして、真鶴1178番地の1の内。地積が2835.46㎡でございます。家屋につきましては、美術館地下、1階、2階を合わせまして、床面積が926.10㎡となっております。2番目の用途廃止の理由につきまして、2025(令和7)年4月1日付けで、施設の所管が教育部局から町長部局へ移管いたします。用途廃止する期日としましては、2025(令和7)年3月31日となっております。ご審議のほどご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。今年度いっぱい。補足、お願いします。

大竹係長： 資料7で修正箇所を1点お願いいたします。(3)土地及び家屋の土地の部分ですが、地目が「宅地」になっておりますが、「原野」の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

瀬瀬教育長： 地目の所が「原野」。「宅地」ではなくて。

大竹係長： はい。

瀬瀬教育長： 原野というのは、どういう漢字ですか。

大竹係長： 原っぱの「原」に野原の「野」です。

瀬瀬教育長： はい。資料の修正がございました。すみませんでした。委員さんの方から。は

い。お願いします。

松野委員： 復元したアトリエなどありませんでしたか。

清水課長： あります。今、展望公園の管理棟にあります。

松野委員： それは、これとは関係ない。

清水課長： 本来、まとめると思います。

瀬瀬教育長： あそこの所管は。

清水課長： 今、お林展望公園の所管は産業観光課になりますが、教育委員会が借りて、あそこで復元をさせていただいているというところです。

瀬瀬教育長： 美術館については、そのまま継続をするのですが、町長部局に移管するにあたって、この手続きが必要であるので、この教育委員会でお認めいただきたいということですね。ご意見がありましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。はい。それでは特にご意見が無いようでしたら、中川一政美術館の教育財産の用途廃止について、採決に入りたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。それでは予定されていた協議事項は全て終了ですが、他に事務局から何かありますか。よろしいですか。委員の皆さんから何かございますでしょうか。

はい。特に無ければ報告事項に移りたいと思います。では、学校教育、社会教育、順にお願いいたします。

青木係長： はい。では、学校教育です。8月の事業計画をご覧ください。1日、第2回目の小学校の学校運営協議会を開催しました。13日からは、幼小中日直を置かない日を設け、16日金曜日、第3回足柄下採択検討会。こちらは台風の影響で書面会議となりました。19日、児童生徒指導研修会。本日、26日、教育委員会定例会。29日、校長会。30日金曜日より幼小中の2学期が開始いたします。

裏面をご覧ください。9月の予定です。17日、学校建設準備委員会。先ほどのお話のとおり、学校制度、給食のあり方、基本構想の素案について話し合う予定であります。19日、教頭会。20日、学力調査等検証委員会。21日土曜日に町防災訓練がありますが、中学校はこちらを課業日として全校生徒で参加いたします。よって、

24 日が中学校は代休となります。30 日に教育委員会定例会を予定しております。以上です。

瀬瀬教育長： 社会教育をお願いします。

大竹係長： それでは表面をお願いいたします。8 月の社会教育・生涯学習です。1 日には、フリーダイバーで観光大使でもある岡本美鈴さんらの指導の下、フィンスイミング教室を開催しました。56 名の参加者は、フィンをつけることで速く泳げることに大喜びで、6 年生児童の中には 25m を息継ぎせずに泳ぎきる児童もいました。この事業につきましては、昨年度から開催しているものですが、講師の岡本美鈴さんが「真鶴の子どもたちを、将来的には真鶴の海に繋げたい。」という想いから始めた事業で、今年度は博物館で開催をしております『真鶴の海中写真展』の写真を会場に展示して、子どもたちに真鶴の海の中の現状を伝える事業にもさせていただきました。同日には、町民運動会運営委員会を開催しまして、今年度の運営方針や実施種目について協議を行っております。4 日には神奈川土建西湘支部真鶴分会の皆様の協力を得て、親子木工教室を開催しました。22 名の参加児童は、家の方と協力して本立てや椅子などを完成させておりました。6 日には教育委員会事務局職員を講師として、万華鏡の工作を内容としたお楽しみ工作教室を開催しました。23 名の参加者は、万華鏡が完成すると中を覗き込み「わあ、綺麗。」などと歓声を上げておりました。8 日、9 日には、安曇野市と檜原村の児童を迎えて『海と山の子どもたちの交流会』を開催しました。3 市町村 46 名の参加児童は、貝磨きのアクセサリ作り、漁業体験、海水浴などの真鶴ならではの体験メニューを通して交流しました。例年より、子どもたちが仲良くなるのに時間を要さなかった点が、特に印象に残っております。15 日には、子ども陶芸教室を開催しました。47 名の参加児童は、7 月に制作した作品に模様をつけたり、絵を描いたりして、作品が焼き上がるのを楽しみにしている様子でした。18 日には、グリーンエイド真鶴ユースコンサートのプレイイベントとして、37 名の参加者が海岸清掃を行っております。19 日には文化財審議委員会を開催し、『鷗窟の町重要文化財指定に向けた勉強会』を行っております。同日には、半島駅伝実行委員会を開催し、従前から変更する運営方法やコースについて協議いたしております。20 日には、独立美術協会の皆様を講師に迎えて、子どもアート教室を開催しました。28 名の参加児童は、白磯の石に海岸漂着物を接着したり、アクリル絵の具で絵を描いたりして独創的な生き物を製作しております。なお、子ども陶芸教室とアート教室で制作した作品は、町民文化祭で展示させていただく予定です。21 日には 14 名の児童が厚木の消防学校で、消防署員の 1 日の業務を体験する 1 日消防隊員に参加しております。23 日には夜のプランクトン観察会を開催しました。10 組 24 名の参加者は、顕微鏡越しに見えるプランクトンに大きな歓声を上げておりました。同事業は 16 日にも予定しておりましたが、台風の影響で 9 月に延期しております。27 日には、放課後子どもいきいきクラブ運営委員会を開催し、2 学期のメニューなどについて協議いたします。図書館事業といたしまして

は、17日と18日に1日図書館員を開催し、両日2名ずつ計4名の児童が蔵書の貸し出しや返却などの図書館の仕事を体験しました。この事業も16日に予定していた開催分が台風の影響で9月に延期しております。美術館事業といたしましては、10日と24日に展示内容に沿ったギャラリートークを開催し、それぞれ3名と5名の参加がありました。博物館事業といたしましては、4日と18日に磯の生物観察会を内容とした海のミュージアムを開催し、それぞれ28名と17名の参加がありました。

裏面をお願いいたします。9月の事業予定でございます。5日には、ゆめクラブ役員会が開催されますので、会議に出席させていただき、町民運動会の実施種目の説明などを行って、高齢の方々の町民運動会への参加を促します。6日と13日には、わらコ・ネットの高橋佳奈枝氏を講師に迎えて、わらべうたを内容とした子育て学級を開催いたします。14日には、おもしろ体験隊事業の1つとして、清川村の児童を迎え入れ、磯の生物観察会を通して当町の児童と交流を行います。17日には町民文化祭の文化功労者選考委員会を開催して、町民文化祭の開会式の席上で表彰される方々について選考を行います。21日には、延期した8月16日開催分の夜のプランクトン観察会を開催します。22日にはグリーンエイド真鶴ユースコンサートを開催します。今年度は、11バンドが参加を予定しております。24日には絵画コンクール審査会を行います。28日には、おもしろ体験隊事業の1つとして、開成町に向いて5月に植えた稲の収穫体験をさせていただきます。また、記載はございませんが、今年度より形態を変えた「中学生グローバル人材育成事業の事前説明会」を9月10日に予定しております。8月30日が応募の締め切りになっておりますが、現状では2名の応募、さらに追加で2名「参加をしたい。」という申し出がありましたので、4名の参加を認めるかなと考えております。また、14日には土曜教室のメンバーが老人福祉大会に参加して、模擬店のお手伝いをする予定です。あと、欄外の記載になります。上旬に予定していた体育部長会は、下旬に予定している町民運動会組み合わせ抽選会と合わせて開催します。また、成人学級の内容を協議する生涯学習実践委員打合せ会は上旬から中旬と記載がございますが、下旬に開催させていただきます。欄中の記載に戻りますが、図書館事業といたしましては、延期した8月16日開催分の1日図書館員を9月7日に開催し、14日には、おはなし会を開催する予定です。美術館事業といたしましては、展示内容に沿ったギャラリートークを14日と28日に予定しています。博物館事業としては、磯の生物観察会の内容とした海のミュージアムを1日に予定しております。以上でございます。

瀬瀬教育長：

はい。ありがとうございます。社会教育も夏の事業の他にプール開放も含めて、ほぼ毎日のようにあったわけですが、夏が過ぎると今度は秋のイベント関係、町民運動会など、冬の駅伝関係など、そういう準備が入ってくるわけです。何か気付かれた点はございます。質問など。はい。お願いします。

松野委員：

プール開放、本当にお疲れ様でした。子どもたちが浮き輪を持って歩いている姿を見て、子どもたちは楽しいのですけど、本当に町職員は大変だろうなと思いなが

ら、子どもたちの姿を見ていたのですが。近隣小学校ではなかなかプール開放が難しくなっている。PTA 等も含めてやはり責任問題など、そういうところを絡めてプール開放ができないのだというのを、いくつか聞いている中で、真鶴町はやってくださって、本当にいろいろご苦労があったのではないかなと思うのですが、ありがとうございました。参加はどのくらいあったのでしょうか。

大竹係長： そうですね。よろしいでしょうか。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

大竹係長： 多い日でやはり 60 名以上。少ない時でも 30 名程度。平均して、40 から 45 名程度の参加があったという報告を受けています。

松野委員： はい。ありがとうございました。

瀬瀬教育長： プール開放のご苦労はどうですか。大竹さん。

大竹係長： はい。私、今年度は 1 回しか行っておりませんので。担当の飯島がすごく頑張ってくれまして、少ない会計年度任用職員さんではありましたが、皆さんと協力してローテーションを取りながら、熱中症にならないように気を付けて非常に頑張ってくれていました。

瀬瀬教育長： 本来であれば、どこかに委託できるといいのですが、なかなか事故が怖くて、町直営はできる限り避けたいというのはあったのですが、今年度については、今まで通り。ただ、熱中症を考えて午前中開催という、少しでも対策を取れるようにということで考えましたが、また来年はやり方を工夫していきましょう。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい。お願いします。

青木係長： すみません。3 点、ご報告がございます。4 月の『広報真鶴』で、1 年間の各行事の予定表の保存版が入っていたかと思いますが、そこから幼稚園でいうと運動会に変わるわくわくフェスティバル、それから、中学校学習活動発表会の日程に変更がありました。10 月号には掲載するのですが、皆様には事前にお知らせをさせていただきます。幼稚園のわくわくフェスティバルが 10 月 5 日土曜日の予定でしたが、町で津波避難訓練が開催されるため、翌日の 10 月 6 日日曜日に変更になりました。中学校学習活動発表会ですが、10 月 18 日金曜日であったものが、翌日に小学校が運動会のため 1 週ずらし、25 日金曜日に変更になりましたので、ご連絡させていただきます。3 点目が、同じく 10 月 25 日に実施されるのですが、『令和 6 年度西湘地区教育委員会連合会研修視察』が 25 日の予定で、事務局では考えております。」というご連絡を承りました。場所は、静岡県掛川市にある学校法人ねむの木学園に行

く予定です。「掛川まで遠いので、朝から夕方までの1日を予定しております。」ということです。また、連絡がございましたら、すぐにメール等でお知らせいたしますので、よろしくお願いします。

瀧本委員： もう1回、日にちだけ教えてください。

青木係長： はい。

瀧本委員： 10月25日。中学校の学習活動発表会と同じ日。

青木係長： 同じ日です。

瀬瀬教育長： 結構、何回か調整があったのですよ。これも。事務局から。

青木係長： 2、3日ぐらいで駄目な日はありますかと。

瀬瀬教育長： ここしかなかった。真鶴町は「ここは駄目だよ。」と出したと思うのですが、全体のバランスの中でここになってしまったということで申し訳ないです。あとはどうでしょうか。

清水課長： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

清水課長： 松野委員から先ほど教育財産の用途廃止の時に、民俗資料館の所蔵品の話をしたと思うのですが、中川一政美術館の所蔵品の扱いの話をしていませんでしたので、中川一政美術館の所蔵品については、そのまま全部、館と一緒に町長部局に持っていくことになりますので、そこは民俗資料館と少し違う関係になります。

瀬瀬教育長： そうですね。絵画と館を分けるわけには、そこはどうしてもいかないので。

清水課長： はい。

瀬瀬教育長： 他に報告事項ございますか。特に無ければこれで全ての案件が終わりました。これを持ちまして、8月教育委員会定例会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

全委員： ありがとうございました。